

平成30年度税制改正の概要
～ 中小企業と個人関連 ～18-002号
通巻:0182

平成29年12月14日に平成30年度税制改正大綱が発表され、同年12月22日に閣議決定されました。今回の税制改正のポイントを、中小企業と個人関連に絞り、増税なのか減税なのかを示してみました。

まだ国会を通過していないので本法とはなっていませんが、重要なことなので先に概要を記載させていただきます。

 ◆事業承継税制の改正(相続税・贈与税)

適用時期 … 平成30年1月1日以降の相続・贈与が対象

従前の制度との変更箇所は下記の2点

①税制適用の入り口要件を緩和

猶予対象者の拡充 … 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への株の移動も納税猶予の対象に。

相続税の負担軽減 … 猶予の対象となる株式数の上限を撤廃し、全株式について全額猶予が可能。事業承継時の贈与税・相続税に金銭負担をゼロに。

相続時精算課税制度の適用範囲を拡大 … 贈与者の子や孫でない場合でも適用可能に

②税制適用後のリスクを軽減

雇用要件の見直し … 5年間の雇用平均が8割未達の場合でも税額猶予が継続可能に。ただし8割未達の場合は理由報告が必要。原因が経営悪化の場合等には、認定支援機関による指導助言が必要になる。

株価の下落に応じた減免 … 売却・廃業時はその時の株価を基に納税額を再計算。減免を可能に。

 ◆所得拡大促進税制の見直し・拡充(法人税)

適用要件の見直し … 1人当たりの給与支給額の平均値が前期と比較して1.5%以上増加していること(前期と当期の2年間の在籍社員のみで比較)

税額控除の算定方法の変更 … 給与等支給増加額の15%の税額控除(上限は法人税額の20%)

拡大 … 教育訓練費が前年度比で10%以上増加している場合には25%の税額控除

適用時期 … 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度は除く)

 ◆中小企業の機械装置の償却資産税の特例措置(固定資産税)

以下の条件を満たす設備投資を対象

償却資産税の課税標準を0～1/2で市町村の条例で定める割合に軽減する。

適用期間:平成30年度～32年度

要件:①設備投資計画を策定し、市町村の認定を受ける

②労働生産性が年平均3%以上向上する投資設備

③生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資



◆少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長(法人税)

30万円未満の減価償却資産を取得した場合、300万円を限度として全額損金算入を認める措置。
改正:適用対象者から従業員1,000人超の法人を除外して、**適用期限を2年延長**。



◆交際費課税の特例の延長(法人税)

800万円までの損金算入を認める措置を、**2年間延長**。



◆欠損金の繰り戻しによる還付制度

欠損金が生じた場合に前年度に支払った法人税の繰り戻し還付を受けることが出来る措置を
2年間延長。



◆個人所得課税 青色申告特別控除における控除額の引き下げ(所得税)

青色申告特別控除の控除額が55万円に引き下げになります。ただし、確定申告書等の提出を電子申告(e-Tax)した場合には控除額は65万円(現在と同額)となります。
適用時期は平成32年以降の所得税及び平成33年以降の個人住民税からです。



◆国際観光旅客税の導入

訪日外国人客が日本から帰国する場合や、日本人が旅行や出張で出国する際に、
1人あたり1,000円の徴収が平成31年1月7日より開始されます。



◆小規模宅地の特例の見直し(相続税)

小規模宅地の特例の適用者から以下の者が除外されます。

- ①相続開始前3年以内に被相続人の3親等以内の親族、又は特別の関係のある法人が所有する家屋に居住したもの
 - ②相続開始時に居住していた家屋を過去に所有していたもの
- 上記の制度は平成30年4月1日から適用となります。



◆返品調整引当金の廃止(法人税)

税務上で認められる引当金は貸倒引当金のみになります。

《参照》

- ・中小企業庁:平成30年度税制改正について(中小企業・小規模事業者関係)
- ・自由民主党・公明党:平成30年度税制改正の大綱

～コメント～

今回の税制改正でも多くの改正がございます。特に相続税・贈与税については大きな改正となりますので、適用時期をご確認いただき、今後の参考等に役立ててください。なお、細かい適用要件は割愛しておりますので、ご注意ください。

クラーヂュ総合会計事務所 吉川 未来